

証券コード 6264

2025年11月11日

株 主 各 位

鹿児島県出水市大野原町2141番地
株 式 会 社 マ ル マ エ
代表取締役社長 前 田 俊 一

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.marumae.com/ir_10.html

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第38期定時株主総会のご案内」をご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マルマエ」又は「コード」に当社証券コード「6264」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁のご案内に従って2025年11月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午後3時
2. 場 所 鹿児島県出水市大野原町2141番地
株式会社マルマエ 本社 3階「大会議室」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

インターネット等又は書面（郵送）による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等又は書面（郵送）により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、**2025年11月26日（水曜日）午後5時30分まで**に行行使してくださいようお願い申し上げます。

記

〔インターネット等による議決権の行使〕

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。（議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。）
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案に対する賛否を上記行使期限までにご登録ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによつて、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。
- (6) 株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加される株主様は、当該プラットフォームをご利用ください。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

〔電 話〕：0120-707-743（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後9時まで（土・日・祝日も受付）

以 上

(提供書面)

事業報告

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復いたしました。

当社グループの主な販売分野である半導体分野におきましては、A I用途の需要拡大を背景にロジックファウンダリや先端D R A M向けの設備投資が活発に行われる一方、N A N D向けやM P U向けの設備投資は停滞いたしました。また、中国向けの設備投資は一服感が見られました。なお、半導体製造装置市場の改善が見られ始めるとともに、部品在庫の改善の動きも顕著になりました。また、F P D分野におきましては、好調だったI T機器向けのG 8 O L E D投資に停滞感が出始めました。

これらの市場環境のなか、当連結会計年度の業績は、売上高が11,403百万円、営業利益が2,103百万円、経常利益が1,936百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が1,355百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であるため、前連結会計年度（前事業年度）との比較分析は行っておりません。

事業セグメントごとの概要につきましては、次のとおりであります。

(精密部品事業)

半導体分野では、上期に起こった中国向けの駆け込み需要が一段落した後も堅調な受注が続きましたが、期末には一時的な受注調整がありました。

F P D分野においても、中国向けのG 8 O L E D投資に一服感が出ており、期末にかけては受注が停滞いたしました。

その他分野におきましては、主だった動きはありませんでした。

費用面につきましては、当初の予想を上回る受注の増加に伴い、材料費や外注加工費などの変動費が増加いたしました。さらに、増産に向けた人材確保と既存社員への処遇改善のための給与のベースアップを実施する等、人材投資に積極的に取り組んだことで固定費は増加いたしました。設備稼働率の上昇により原価率が改善し、棚卸が増加したうえで受注損失引当金及び棚卸評価損が19百万円減少したことにより、利益率は改善いたしました。

この結果、売上高が7,709百万円、セグメント利益は1,823百万円となりました。

(機能材料事業)

機能材料事業の販売分野である I T 器材分野におきましては、ターゲット用材料や、その他半導体装置用消耗品等の需要が堅調で、売上高は当初想定よりも上振れて推移いたしました。なお、当社の半導体用アルミターゲット材は、レガシーロジック半導体、及び H B M D R A M 等の先端メモリに使用されており、需要が拡大傾向です。

次に半導体装置部材分野では、主に半導体エッチング装置用の真空チャンバーを製造しておりますが、当製品は客先の過剰在庫を消化中であることから、市場の実需に対して抑制的に出荷されています。そのような背景から、半導体装置市場には停滞感が出るなかでも、当初想定程度の売上高を維持いたしました。しかしながら、市場の停滞に伴って在庫は高止まりしていることから、今後はさらに顧客在庫の整理を優先させる可能性があります。

次に基礎素材分野ですが、同分野では電解コンデンサ用材料や、ハードディスク記憶装置 (HDD) 用材料、あるいは小口素材販売を行っております。同分野では市場停滞に伴って需要も停滞し、売上は当初想定に比べて減少傾向で推移いたしました。

売上高については利益率の高い I T 器材分野が伸長し拡大した一方、費用面におきましては、売上ミックスの改善によって、変動費は想定程度の推移にとどまりましたが、期末に一部材料の評価減や退職給付等の積み増しなど一時的な費用が 70 百万円発生いたしました。

これらの結果、連結を開始した 4 月から 8 月までの 5 か月間における売上高は 3,693 百万円となり、のれん償却額 125 百万円を控除した後のセグメント利益は 385 百万円となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前年セグメントの数値は相当するセグメント区分へ変更しております。

当連結会計年度のセグメントごとの状況は次のとおりであります。

セグメント	製品分野	売上高	構成比
精密部品事業	半導体	6,136 百万円	53.8%
	F P D	1,286	11.3
	その他	286	2.5
機能材料事業	I T 器材	1,352	11.9
	半導体装置部材	712	6.3
	基礎素材	1,624	14.2
	その他	3	0.0
合 計		11,403	100.0

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、精密部品事業では1,713百万円、機能材料事業では167百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、機械装置及び運搬具、建物及び建物附属等の生産強化のための設備であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度中に、KMアルミニウム株式会社の株式取得のため97億円、設備投資資金として12億円を金融機関より長期借入金として調達を行いました。また、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と総額6億円の貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の借入実行残高は1.5億円であります。

(4) 重要な企業再編等に関する事項についての状況

当社は、2025年3月18日付で、株式会社KMXを新設し、完全子会社化いたしました。

当社子会社の株式会社KMXは、2025年4月8日付で、KMアルミニウム株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	事 業 内 容
株式会社KMX	500百万円	100%	KMアルミニウム株式会社への出資のために設立した特定目的会社
KMアルミニウム 株式会社	1,363百万円	100%	アルミニウムのインゴット、ビレット、スラブ、合金の製造・販売等

(注) 1. 当社は、2025年3月18日に、株式会社KMXを新設いたしました。

(注) 2. KMアルミニウム株式会社に係る当社の議決権比率の全ては、株式会社にKMXによる間接保有によるものです。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、各々、以下に対処すべき課題と捉えております。

①精密部品事業

イ. 市場変動

当事業の属する半導体とF P Dの市場は、景気変動に伴い大幅な需要の変動が起こります。これらの変動に対応するために、消耗品の受注拡大を進めています。さらに、新分野の拡大を行うとともに、生産性を向上させ、生産力拡大に対する固定費の拡大抑制を行うことを主な対応策としております。なお、具体的な固定費の抑制方法につきましては、需要の変動に対応するため、協力企業の育成と活用を行うことと、生産の自動化を進める方針です。

ロ. 競争の激化と受注価格低下

当事業の属する業界は中小の同業社が多く、厳しい競争のある業界です。参入障壁の低い案件は競争から価格は低下します。そのような業界のなかで、当社グループは参入障壁の高い真空パーツに取り組み受注拡大を狙い、また、独創的な加工手法や徹底的に行う生産性改善手法によりコスト低減を続け市場価格の低下に先回りした対応をしております。しかしながら、保有する技術の陳腐化が進むことから今後も継続的に技術開発を行う必要があります。そのため、当社においてはR & Dの強化と人材育成に注力する方針です。

ハ. 「人」に対する取り組み

当社グループは、人の持つ技術力や営業力が最も重要な強みであるため、強みを持つ人材の安定化と育成が重要な課題となっております。しかしながら、継続的に改善を進めながらも、高い能力を持つ人材に頼る部分が多く、時間外労働や休日出勤の偏りが生じております。このような状況から、多様な勤務形態を構成することで個々の負担を減らし、社員満足度の向上と人材の安定化を図り、長期的な人材育成プランを実現していく方針です。

②機能材料事業

イ. 市場変動

当事業は I T 器材・半導体装置部材・基礎素材の 3 つの販売分野にて事業活動を行っています。その中で、I T 器材分野は半導体工場で使用されるスパッタリングターゲット材が主な製品であることから、半導体工場の稼働率に影響を受けますが、使用されている半導体がレガシーロジック半導体やメモリ向け半導体と、比較的に幅広いため市場の変動は穏やかです。また、基礎素材分野も、幅広い産業に関連した市場に供給しているため比較的穏やかな市場変動です。しかしながら、半導体装置部材は前工程の半導体製造装置市場に影響を受けるため、非常に変動の大きな分野となっております。これらの市場環境の中で、さらに消耗品の受注比率を上げることで安定的な成長を目指していきたいと考えております。

ロ. 技術開発

当社グループは I T 器材分野などで新規顧客の開拓を続けておりますが、同分野顧客の技術的要求は高いため、継続的な技術開発が必要です。また、半導体市場で求められる素材を開発することで市場内のプレゼンスを高める方針を持っております。

ハ. 人材育成

当社グループの技術は人のノウハウや経験に頼るものが多くあります。今後につきましても、継続的にノウハウや経験の積み重ねを行うため、優秀な人材の確保と育成が課題となっております。中長期的に働く環境の整備や向上をつづけ、定着率を上げながら人材育成を図ってまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2022年 8 月期)	第 36 期 (2023年 8 月期)	第 37 期 (2024年 8 月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2025年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	11,403
経 常 利 益 (百万円)	—	—	—	1,936
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	—	—	—	1,355
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	107.11
総 資 産 (百万円)	—	—	—	25,423
純 資 産 (百万円)	—	—	—	8,151
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	—	643.76

(注) 第38期から連結計算書類を作成しておりますので、第35期～第37期の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2022年 8 月期)	第 36 期 (2023年 8 月期)	第 37 期 (2024年 8 月期)	第 38 期 (当事業年度) (2025年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	8,585	6,868	4,749	7,709
経 常 利 益 (百万円)	2,366	789	42	1,795
当 期 純 利 益 (百万円)	1,817	706	19	1,350
1 株当たり当期純利益 (円)	142.58	55.92	1.55	106.72
総 資 産 (百万円)	12,552	11,612	11,464	13,433
純 資 産 (百万円)	7,299	7,473	7,163	8,083
1 株当たり純資産額 (円)	578.06	591.25	566.10	638.37

(8) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

当社グループの事業の内容は、精密部品事業と、機能材料事業の二つがあり、その事業内容は次のとおりです。

セグメント	分野	主要製品
精密部品事業	半 導 体	用途：半導体製造装置を構成する真空部品等。 主にドライエッチング工程・CVD工程・洗浄工程・塗布工程などの前工程と言われる半導体製造装置および貼り合せ装置部品や検査装置部品等を製造しております。 特徴：当社で製造する部品は、主に真空中で使用されるほか、高温高電圧のプラズマにさらされることから高い対電圧性能が要求されます。また、半導体製造のプロセスは非常に繊細であるため、製品の安定度が重要な要素となっており、試作とプロセス評価に長い時間が掛かりながらも、一旦装置に採用されると長い期間変更されずに受注が継続します。また、プラズマにさらされることから消耗も激しく、定期的に消耗品需要もあり、新規装置の需要が無い場合でも消耗品需要が見込めます。
	F P D	用途：FPD製造装置及び検査装置を構成する真空部品。 FPD製造工程の中で、主にドライエッチング工程・CVD工程・イオン注入工程などのFPD製造装置を構成する部品を製造しております。 特徴：チャンバーと呼ばれる耐真空容器や電極と呼ばれるチャンバー内蔵物を製造しております。これらの部品は部品サイズが3m以上と大きく、形状が複雑で非常に歪み易い割に、厳しい平面度や位置精度など高精度が要求されるアルミ等の金属製部品です。大きさは違いますが、半導体部品と同様にプラズマにさらされる環境で、対電圧や安定性が求められる重要部品です。
	そ の 他	用途：スマートフォン筐体（ケース）の表面処理装置、太陽電池製造装置部品、オートバイのレース用部品、光学分野（カメラ・顕微鏡）・医療装置などの産業用装置部品などを製造しております。 特徴：各分野の最終製品を構成する部品の中でも、複雑な形状や高い平面度が必要であるなど歪みの少なさが要求される部品、あるいは溶接や表面処理を含む多工程が必要な部品などで、アルミほか各種金属製の部品です。

セグメント	分野	主要製品
機能材料事業	I T 器 材	用途：半導体スパッタ工程用ターゲット材料 半導体製造装置部品向けアルマイト処理 半導体製造装置用精密部品 特徴：99.999%以上の超高純度アルミの製造能力を活用してスパッタリングターゲットの材料を製造しております。また、エッチング装置などの半導体製造装置に使用される真空部品について、鍛造素材・機械加工・表面処理まで一貫製造を行っております。
	半 導 体 装 置 部 材	用途：半導体製造装置用真空チャンバー 産業用ロボット向け鋳物 特徴：日本トップクラスの低圧鋳造設備を使用した半導体エッチング装置向け真空チャンバーを製造しております。また、産業用や半導体装置に幅広く使用される重力鋳物を製造しております。
	基 礎 素 材	用途：電解コンデンサ用高純度アルミ材 ハードディスク製造用高純度アルミ材 一般機械加工用スラブ材 小口材料販売 特徴：99.99%以上の高純度アルミ生産能力を活用して、電解コンデンサやハードディスクの材料を製造しているほか、アルミの鋳造能力を活かして大型スラブ材料を製造しております。また、スラブ材料等を加工メーカー等へ切断販売も行っております。

(9) 主要な事業所（2025年8月31日現在）

株 式 会 社 マ ル マ エ	本 社 (出水事業所)	鹿児島県出水市
	高 尾 野 事 業 所	鹿児島県出水市
	関 東 事 業 所	埼玉県朝霞市
株 式 会 社 K M X (子会社)	本 社	鹿児島県出水市
K M アルミニウム株式会社 (子会社)	本 社	福岡県大牟田市

(10) 従業員の状況 (2025年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
精密部品事業	222 (138) 名
機能材料事業	240 (2)
合計	462 (140)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前年同期との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222 (138) 名	24名増 (5名増)	40.0歳	8.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2025年8月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	9,353百万円
株式会社鹿児島銀行	2,085
株式会社商工組合中央金庫	857
株式会社日本政策投資銀行	782
株式会社みずほ銀行	425

(注) シンジケートローンは、株式会社鹿児島銀行をアレンジャーとする計4行からの協調融資によるものであります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況(2025年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 52,212,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,053,000株 (うち自己株式 390,706株)
- (3) 株主数 12,632名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
前 田 俊 一	4,449,011株	35.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	788,800	6.2
前 田 美 佐 子	504,000	4.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人)	241,964	1.9
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	200,600	1.6
前 田 良 子	180,000	1.4
五 十 嵐 光 栄	169,000	1.3
マ ル マ エ 共 栄 会	109,500	0.9
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS (常任代理人)	95,988	0.8
大 境 宏 良	93,000	0.7

- (注) 1. 当社は、自己株式390,706株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	8,456株	3名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4(4)取締役の報酬等」に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役に関する事項（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	前 田 俊 一	統括及び管理本部担当 KMアルミニウム株式会社 社外取締役 株式会社KMX 代表取締役
取 締 役	海 崎 功 太	営業本部長
取 締 役	安 藤 博 音	技術生産本部長 KMアルミニウム株式会社 社外取締役
取 締 役	門 田 晶 子	合同会社Go!Kagoshima 代表 湧上印刷株式会社 代表取締役社長
取 締 役	世 耕 久 美 子	株式会社E The P 取締役 株式会社イシダ 社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	外 西 啓 治	KMアルミニウム株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	桃 木 野 聡	弁護士法人桃木野総合法律事務所 代表弁護士 鹿児島信用金庫 理事
取締役（監査等委員）	山 本 隆 章	セイコーソリューションズ株式会社 シニアアドバイザー
取締役（監査等委員）	宮 川 博 次	宮川公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役門田晶子氏、世耕久美子氏、取締役（監査等委員）桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）外西啓治氏及び取締役（監査等委員）桃木野聡氏及び宮川博次氏は、以下のとおり、財務、会計及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ①取締役（常勤監査等委員）外西啓治氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ②取締役（監査等委員）桃木野聡氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ③取締役（監査等委員）宮川博次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、会計監査人、内部監査部門及び社外取締役である監査等委員との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役門田晶子氏、世耕久美子氏、取締役（監査等委員）桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査等委員である取締役であり、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において一部内容を改定しております。なお、取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び監査等委員ではない社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額等の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

(a) 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(b) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬等は、「固定部分」と会社の業績に連動した「変動部分」から構成し、「変動部分」は(1)従業員一人当たりの賞与額、(2)総資産経常利益率、(3)純資産経常利益率を所定の比率で換算し、月額報酬に反映させる仕組みとする。これらの指標は、(1)は従業員満足度を向上させること、(2)はROAを高める経営を心掛けること、(3)はROEを高める経営を心掛けるための目標とする。なお、各々の数値は個別の目標値は持たず、3つの項目の評価を合算して達成度を算出することとし、適宜、環境の変化に応じて諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

(c) 非金銭報酬に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し譲渡制限付株式を割り当てるために、当社の各事業年度を評価対象期間とし、対象取締役の役位に基づいて定めた金額(以下「役位別基礎金額」という。)に業績支給率を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させる。なお、対象取締役に對して付与される金銭報酬債権の総額は、年額6千万円以内、当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年60,000株以内とする。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、諮問委員会の答申を受け取締役会において決定するものとする。

譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割り当て契約は、以下の内容を含むものとする。

①対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当を受けた当社普通株式

について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

②一定の非違行為等があった場合や下記③の（i）（ii）以外の事由により退任した場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること。

③対象取締役の退任が（i）正当な理由による退任又は当社がやむを得ないと認めた事由による辞任、（ii）死亡による辞任、のいずれかであることを条件として退任時に譲渡制限を解除すること。

<交付株式数の算出方法>

交付株式数＝役位別基礎金額（※1）×業績支給率（※2）÷1株当たりの払込金額

（※1）対象取締役の役位に応じて、取締役会で定める。

（※2）評価対象期間における連結営業利益率の実績に応じて、0%～200%の範囲で変動することとする。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、諮問委員会において検討を行う。取締役会は諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとする。
（連結営業利益率20%を達成した場合の目安。）

氏名	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
代表取締役	4割	4割	2割
取締役	5割	3割	2割

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については諮問委員会において代表取締役から業績の状況や目標に対する達成度合いの説明を受け、その上で代表取締役から報酬案の提示を行わせ、内容について協議と調整を行った結果を取締役会へ答申し、取締役会において決議する。なお、株式報酬にお

いても、諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	127 (11)	58 (11)	45 (一)	24 (一)	5 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	26 (18)	26 (18)	— (一)	— (一)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	154 (30)	85 (30)	45 (一)	24 (一)	9 (5)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、5名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名です。
3. 1の報酬限度額と別枠で、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬額として、2022年11月25日開催の第35期定時株主総会において、その限度額は年額6千万円以内、また金銭報酬の対価として発行・処分する当社普通株式の上限を年60,000株とすることが決議されております。当事業年度において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は3名です。
4. 業績連動報酬等は、「固定部分」と会社の業績に連動した「変動部分」から構成し、「変動部分」は①従業員一人当たりの賞与額、②総資産経常利益率、③純資産経常利益率を所定の比率で換算し、月額報酬に反映させる仕組みとなっております。これらの指標を選択した理由は、①は従業員満足度を向上させること、②はROAを高める経営を心掛けること、③はROEを高める経営を心掛けることを目標としているためであります。なお、各々の数値は個別の目標値は持たず、3つの項目の評価を合算して達成度を算出することとしており、当事業年度の達成度は、120.1%であります。また、業績連動報酬等の算定方法については、「①ロ.(b)業績連動報酬に関する方針」のとおりであります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 上表の非金銭報酬等の総額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬額の費用計上額であります。なお、当事業年度を対象期間とした譲渡制限付株式報酬は翌事業年度に交付される見込みであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役門田晶子氏は、合同会社Go! Kagoshimaの代表及び湧上印刷株式会社の代表取締役社長であります。

当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役世耕久美子氏は、株式会社E The Pの取締役及び株式会社インダの社外取締役であります。

当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）桃木野聡氏は、弁護士法人桃木野総合法律事務所の代表弁護士及び鹿児島信用金庫の理事であります。

当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）山本隆章氏は、セイコーソリューションズ株式会社のシニアアドバイザーであります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）宮川博次氏は、宮川公認会計士事務所の所長であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 門 田 晶 子	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。経営経験者としての専門的見地及び女性取締役としての多様な視点から、経営判断の妥当性・適正性の確保に資する積極的な意見を述べております。また、E S G委員会の委員長として、サステナビリティ推進やコーポレート・ガバナンス強化に向けた提言を行い、企業価値の中長期的な向上に貢献しております。さらに、独立社外取締役として、経営陣に対する監督機能を適切に果たしております。
取 締 役 世 耕 久 美 子	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席いたしました。国会議員や文部科学大臣政務官として国政に携わることで培われた豊富な経験や国際情勢に関する幅広い知見を活かし、企業の中長期的な成長戦略やリスクマネジメントの観点から建設的な意見を述べております。また、女性取締役としての多様な視点も踏まえ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。さらに、独立社外取締役として経営陣に対する監督機能を適切に果たしております。
取 締 役（監査等委員） 桃 木 野 聡	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会では意思決定の妥当性・適正性確保に資する意見を述べるとともに、当社のコンプライアンス体制強化に向けた提言も行っております。 また、監査等委員会においても、監査結果に関する意見交換をはじめ、独立した立場から意見を適宜述べるなど、監督機能の実効性向上に貢献しております。 さらに、諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能の発揮を主導しております。
取 締 役（監査等委員） 山 本 隆 章	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。経営経験者としての専門的見地から、取締役会では、意思決定の妥当性・適正性確保に資する意見を述べております。 また、監査等委員会においても、監査結果に関する意見交換をはじめ、専門的見地から必要な発言を適宜行い、監査機能の充実に寄与しております。 さらに、諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 宮川博次	当事業年度に開催された取締役会23回、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会では、財務及び会計に関する事項や意思決定の妥当性・適正性確保に資する意見を述べております。 また、監査等委員会においても、監査結果に関する意見交換をはじめ、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 さらに、諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人がその契約の履行に伴い当社が損害を被った場合、悪意又は重大な過失があったときを除き、法令が規定する額をもって損害賠償責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- イ. 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。
- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ハ. 経営会議は定期的を開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。
- ニ. 内部監査課は、定期監査及び必要に応じた任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。
- ホ. コンプライアンス体制の維持のため、弁護士及び監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。
- ヘ. 役職員に対して継続的なコンプライアンス教育を実施し、法令遵守意識の浸透を図る。
- ト. すべての役職員の行動の指針として「行動規範」を定め、その遵守を徹底する。
- チ. コンプライアンスに関する重要事項を審議・推進する機関として、社内にはコンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催する。また、当該委員会の設置・運営に関する事項を定めた「コンプライアンス委員会規程」を整備し、適切な運営を図っている。
- リ. 「内部通報規程」に基づき、役員及び社員等からの組織的又は個人的な法令（通達、条例、規則等を含む）、社内規則及び企業倫理に違反する行為（以下「違法行為等」という）に関する相談又は通報を適正に処理

する仕組みを整備し、内部通報窓口を社内外に設置して運用する。これにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資する体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「稟議規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等に基づき、電子媒体を含む適切な形式で作成・保存する。また、これらの情報は取締役及び監査等委員である取締役等が必要に応じて閲覧、謄写可能な状態で維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、その種類や規模、発生可能性に応じて、事前に適切な対応策を準備し、組織的に損失を最小限に抑えるための体制を整備する。

イ. 全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理本部が行う。

ロ. 各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。

ハ. 取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見した場合は取締役会で多面的な審議の上、適切な対策を決定し、実施する。

ニ. 内部監査課は、リスク管理の状況についても監査を実施する。

ホ. 新たにリスク管理上の問題が発生、もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正措置を講ずる。

ヘ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家の協力を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

イ. 取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。

ロ. 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。

ハ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

ニ．代表取締役社長が管掌する管理本部の業務執行については、執行系の取締役及び各事業所の部所長が参加する会議体での協議を経て、代表取締役社長が最終的に意思決定・執行を行う体制を確保している。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団全体としての業務の適正性及び効率性を確保するため、子会社管理に関する「関係会社管理規程」を整備し、取締役会決議事項、経営計画及び予算の共有、役員派遣等を通じて業務運営の統一と迅速な情報連携を図る体制を構築している。

また、子会社の代表者が当社取締役会に参加し、毎月の業績やリスク管理等の状況を報告する体制を整えることで、業務執行状況の的確な把握に努めている。

イ．関係会社管理規程や経営管理契約に基づき、子会社においても当社と同等の管理体制・規程・コンプライアンス体制を整備・運用し、必要に応じて随時見直しを行う。

ロ．子会社の代表者及び担当部門は、経営方針、業績、リスク管理状況等を定期的に当社管理本部へ報告する体制を整える。

ハ．子会社の重要事項については、当社取締役会の承認を得ることとしており、当社と子会社間での適切な協議を実施する。

ニ．子会社に対する内部監査は、当社内部監査部門が実施し、必要に応じて改善指導を行う。

ホ．子会社の損失リスクについては、当社と連携して管理体制を構築し、重大な事項については速やかに当社取締役会へ報告させたいうで、対応策を決定する。

ヘ．子会社におけるコンプライアンス及び反社会的勢力排除等の体制は、当社のコンプライアンス委員会と連携しながら整備・運用する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会と内部監査課は常に連携できる体制にあるため、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査等委員会からその使用人の設置を求められた場合は、協議の上必要に応じて設置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査等委員会の下にあり、その人事上の取り扱いは監査等委員会と協議して行う。

⑧前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

⑨取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社は、取締役及び使用人が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制を整備する。

監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行に対する厳正な監視を行うとともに、当該会議を通じて監査等委員会に対する重要事項の報告が確実に行われる体制とする。

また、監査等委員会が必要と認めた場合には、取締役や使用人に対して直接報告を求めることができる仕組みを整備する。

さらに、内部監査課は監査結果や重要事項について監査等委員会へ定期的に報告を行い、連携体制を確保する。

⑩前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査等委員会第6項乃至第9項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

⑪監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務執行に関して生じる費用については、会社から前払又は償還を受けることができるものとする。このため、当該費用については、あらかじめ予算に計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有するものとする。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員会と内部監査課が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保する。また、取締役と監査等委員会は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

①財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しています。

②その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のためコンプライアンス基本規程や行動規範を定め、教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っています。併せてコンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るために社内外の通報相談窓口を整備し運用しております。

リスク管理につきましては、「リスク管理規程」を定め、リスク管理を効果的・効率的に進めるために責任部署による対応を基本とする体制を取っておりますが、その対応状況については、リスク管理委員会及び経営会議や取締役会等でフォローを行っています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「反社会的勢力に関する規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして位置づけています。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、配当性向の考えを取り入れたいと考えております。なお、中期的な配当性向の目途といたしましては、中期事業計画の期間中（2026年8月期から2028年8月期）に35%以上を目標としております。また、最終損益で損失を計上しない限りは、通年で1株につき最低30円（最低上期15円、期末15円）の安定配当を行う方針としております。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,477,608	流 動 負 債	4,623,210
現金及び預金	4,252,863	買 掛 金	1,384,130
受 取 手 形	26,626	短 期 借 入 金	150,000
売 掛 金	2,360,581	1年内返済予定の長期借入金	1,356,519
電子記録債権	1,019,866	リ ー ス 債 務	9,440
商品及び製品	164,123	未 払 法 人 税 等	646,364
仕 掛 品	1,826,337	賞 与 引 当 金	211,562
原材料及び貯蔵品	767,290	製 品 保 証 引 当 金	7,025
そ の 他	63,527	受 注 損 失 引 当 金	12,200
貸 倒 引 当 金	△3,608	株 式 報 酬 引 当 金	24,000
固 定 資 産	14,945,837	そ の 他	821,967
有 形 固 定 資 産	9,538,001	固 定 負 債	12,648,716
建 物 及 び 構 築 物	2,183,504	長 期 借 入 金	12,000,500
機械装置及び運搬具	4,387,456	長 期 リ ー ス 債 務	14,627
土 地	2,503,767	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	42,596
リ ー ス 資 産	23,633	退 職 給 付 に 係 る 負 債	494,271
建 設 仮 勘 定	392,941	資 産 除 去 債 務	66,369
そ の 他	46,698	そ の 他	30,352
無 形 固 定 資 産	4,738,902	負 債 合 計	17,271,927
の れ ん	4,696,943	純 資 産 の 部	
そ の 他	41,959	株 主 資 本	8,088,263
投資その他の資産	668,933	資 本 金	1,241,157
繰 延 税 金 資 産	549,088	資 本 剰 余 金	1,964,301
そ の 他	119,845	利 益 剰 余 金	5,394,856
資 産 合 計	25,423,446	自 己 株 式	△512,052
		その他の包括利益累計額	63,255
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	57,566
		退職給付に係る調整累計額	5,689
		純 資 産 合 計	8,151,519
		負 債 純 資 産 合 計	25,423,446

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,403,403
売 上 原 価		7,855,220
売 上 総 利 益		3,548,182
販売費及び一般管理費		1,444,280
営 業 利 益		2,103,901
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,787	
受 取 手 数 料	2,862	
受 取 保 険 金	2,145	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	1,886	
為 替 差 益	813	
そ の 他	3,470	15,966
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105,752	
支 払 手 数 料	60,416	
そ の 他	17,434	183,603
経 常 利 益		1,936,263
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	90	90
特 別 損 失		
減 損 損 失	700	
固 定 資 産 除 却 損	0	700
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,935,654
法人税、住民税及び事業税	622,597	
法人税等調整額	△42,929	579,667
当 期 純 利 益		1,355,987
親会社株主に帰属する当期純利益		1,355,987

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,241,157	1,963,384	4,481,880	△523,134	7,163,287
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△443,011		△443,011
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,355,987		1,355,987
自 己 株 式 の 処 分		917		11,082	12,000
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	917	912,976	11,082	924,976
当連結会計年度末残高	1,241,157	1,964,301	5,394,856	△512,052	8,088,263

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	繰 延 へ ッ ジ 損 益	退職給付に係る調整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	—	8,519	8,519	7,171,806
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△443,011
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,355,987
自 己 株 式 の 処 分				12,000
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	57,566	△2,830	54,736	54,736
当連結会計年度変動額合計	57,566	△2,830	54,736	979,712
当連結会計年度末残高	57,566	5,689	63,255	8,151,519

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 株式会社KMX、KMアルミニウム株式会社（孫会社）

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

当連結会計年度より、当社が100%出資して設立（2025年3月18日付）した株式会社KMXによるKMアルミニウム株式会社の全株式の取得（2025年4月8日付）により、株式会社KMX及びKMアルミニウム株式会社（当社の孫会社）を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社KMXの決算日は、2月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

KMアルミニウム株式会社は、決算日を3月31日から8月31日に変更しており、この決算期変更により変則期間となる当連結会計年度の同社の決算は、2025年4月1日をみなし取得日とし2025年8月31日までの5ヵ月間を連結しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品 主として個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
連結子会社は総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 仕掛品 個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
連結子会社は総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 原材料 移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
連結子会社は総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 建物(附属設備を除く): 定額法
上記以外: 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。また、連結子会社は定額法を採用しております
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ハ. 株式報酬引当金 業績連動型株式報酬制度に基づく取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における給付の見込額に基づき計上しております。
- ニ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給見込額を計上しております。
- ヘ. 製品保証引当金 製品保証の支出見込額に基づき計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．精密部品事業

半導体・FPD等の製造装置に使用される真空チャンバーや電極等の真空部品の製造販売を主な事業としております。顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、製品を納入後、顧客の検収を受けた時点であることから、原則として製品の検収時点で収益を認識しております。また、当社及び連結子会社が有償受給取引の有償支給先となる場合のうち、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている取引に係る収益については、有償受給品の仕入額を除いた純額を収益として認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

ロ．機能材料事業

主として、アルミニウム材料製品の製造・加工等を行っております。顧客との契約に基づき、完成した製品を顧客に販売することを履行義務としており、原則として、製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。また、当社及び連結子会社が有償受給取引の有償支給先となる場合のうち、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている取引に係る収益については、有償受給品の仕入額を除いた純額を収益として認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

16年間で均等償却しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金の利息
ハ．ヘッジ方針	変動金利による借入金金利を固定金利に変換し、金利変動リスクをヘッジしております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生額を、発生翌連結会計年度から平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(仕掛品の評価及び受注損失引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

仕掛品	1,826,337千円
受注損失引当金※	12,200千円

(単位：千円)

相 殺 内 訳	金 額
製品と相殺表示	1,532
仕掛品と相殺表示	30,420
原材料と相殺表示	—
相殺額合計	31,952

※損失が見込まれる受注に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

当連結会計年度において売上原価に含まれる棚卸資産評価損は、見込生産品を合わせて185,389千円であり、受注損失引当金繰入額は△16,500千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、受注契約に基づく製造案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、受注製造案件単位ごとに見込製造原価と受注金額を比較し、受注金額等が見込製造原価を下回る場合に当該差額について受注損失引当金を計上しております。

見込製造原価は帳簿価額に見積追加製造原価を加味して算出しております。

また、当社グループは仕掛品の評価は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、見込生産している仕掛品について製造単位ごとに帳簿価額と正味売却価額を比較し、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合に当該差額について、棚卸資産評価損を計上しております。

正味売却価額は受注見込金額から見積追加製造原価（見積直接販売経費は発生がほぼ見込まれないため見積計上対象外としております）を控除して算出しております。

見積追加製造原価は、当連結会計年度における同一製品又は類似製品の製造実績等に基づき予測した追加発生工数等を加味して算出しております。

当社グループは、棚卸資産評価損及び受注損失引当金を適切に見積もっていると考えておりますが、見積りには一定の不確実性が含まれており、製造不具合の発生等予測困難な事象の発生等により、見積りと実績が乖離した場合は翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供されている資産

建物及び構築物	2,183,384千円
機械装置及び運搬具	40千円
土地	2,423,046千円
計	4,606,471千円

② 上記に対応する担保付債務

長期借入金	12,419,520千円
計	12,419,520千円

(注) 1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

14,929,750千円

(3) 損失が見込まれる受注に係る棚卸資産には、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

製品	1,532千円
仕掛品	30,420千円
原材料	—
計	31,952千円

(4) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	26,626千円
------	----------

(5) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

108,657千円

(6) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく、当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	1,100,000千円
借入実行残高	150,000千円
差引額	950,000千円

(7)財務制限条項

長期借入金9,350,000千円（うち1年内返済690,000千円）には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

財務制限条項

- ・2025年8月末日に終了する事業年度以降の各事業年度末日において2期連続で連結ベースの営業利益（ただし、のれん償却前とする。）が赤字とならないよう維持する。
- ・2025年8月末日に終了する事業年度以降の各事業年度末日における連結ベースの純資産の部（ただし、新株予約権、非支配株主持分及び繰延ヘッジ損益を控除する。本株式取得に係るのれん償却費及び減損処理を実施した場合における当該減損額を足し戻す。）が直前に終了した事業年度末日の純資産の部の50%以上の金額であるよう維持する。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,053,000	—	—	13,053,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 11月22日 定時株主総会	普通株式	253,076	20	2024年 8月31日	2024年 11月25日
2025年 4月4日 取締役会	普通株式	189,934	15	2025年 2月28日	2025年 4月17日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 11月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	316,557	25	2025年 8月31日	2025年 11月28日

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、主に銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金に限定しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権である売掛金、受取手形及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規定に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

長期借入金には主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理本部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ハ. デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。デリバティブ取引は、当社グループの社内規程に従い行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
① 短期借入金	(150,000)	(150,745)	745
② 長期借入金	(13,357,020)	(13,214,529)	△142,490
負債計	(13,507,020)	(13,365,274)	△141,745
デリバティブ取引	83,916	83,916	—

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債権」「受取手形」「買掛金」「リース債務」「未払金」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、「出資金」「長期リース債務」「受入保証金」については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

4. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (千 円)
非上場株式	7,000

5. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	—	83,916	—	83,916
資産計	—	83,916	—	83,916

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	150,745	—	150,745
長期借入金	—	13,214,529	—	13,214,529
負債計	—	13,365,274	—	13,365,274

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・短期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト		合 計
	精 密 部 品 事 業	機 能 材 料 事 業	
半導体製造装置関連部品	6,136,758	—	6,136,758
F P D 製造装置関連部品	1,286,502	—	1,286,502
I T 器材	—	1,352,738	1,352,738
半導体装置部材	—	712,869	712,869
基礎素材	—	1,624,223	1,624,223
その他	272,003	3,907	275,911
顧客との契約から生じる収益	7,695,264	3,693,738	11,389,003
その他の収益（注）	14,400	—	14,400
外部顧客への売上高	7,709,664	3,693,738	11,403,403

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を分解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基礎となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当 連 結 会 計 年 度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高) (千円)	—
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) (千円)	3,407,074
契約負債(期首残高) (千円)	—
契約負債(期末残高) (千円)	108,657

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

643円76銭

(2) 1株当たりの当期純利益

107円11銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,144,001	流 動 負 債	1,915,463
現金及び預金	2,765,286	買掛金	236,270
売掛金	967,927	1年内返済予定の長期借入金	663,520
電子記録債権	746,616	リース債務	4,170
製品	13,488	未払金	79,630
仕掛品	1,174,035	未払費用	202,522
原材料及び貯蔵品	87,125	未払法人税等	491,535
前払費用	30,209	前受金	108,657
その他	362,918	預り金	28,867
貸倒引当金	△3,608	前受収益	3,215
固 定 資 産	7,289,074	受注損失引当金	12,200
有形固定資産	6,015,715	株式報酬引当金	24,000
建物	1,678,739	その他	60,872
構築物	100,476	固 定 負 債	3,434,382
機械及び装置	3,056,695	長期借入金	3,340,000
車両運搬具	3,800	長期リース債務	9,388
工具器具及び備品	16,750	退職給付引当金	79,960
土地	788,067	資産除去債務	1,069
リース資産	13,124	受入保証金	2,700
建設仮勘定	358,060	その他	1,263
無形固定資産	29,966	負 債 合 計	5,349,846
ソフトウェア	20,613	純 資 産 の 部	
特許権	2,230	株 主 資 本	8,083,229
商標権	7,122	資 本 金	1,241,157
投資その他の資産	1,243,391	資 本 剰 余 金	1,964,301
投資有価証券	7,000	資本準備金	1,125,157
関係会社株式	1,000,000	その他資本剰余金	839,144
出資金	101	利 益 剰 余 金	5,389,822
長期前払費用	541	利益準備金	14,112
繰延税金資産	235,054	その他利益剰余金	5,375,709
その他	695	繰越利益剰余金	5,375,709
資 産 合 計	13,433,075	自 己 株 式	△512,052
		純 資 産 合 計	8,083,229
		負 債 純 資 産 合 計	13,433,075

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,709,664
売 上 原 価		5,105,438
売 上 総 利 益		2,604,226
販売費及び一般管理費		780,506
営 業 利 益		1,823,719
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,159	
受 取 手 数 料	2,862	
受 取 保 険 金	2,145	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	1,886	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,463	12,518
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,200	
為 替 差 損	3,307	
減 価 償 却 費	6,571	
そ の 他 営 業 外 費 用	741	40,820
経 常 利 益		1,795,417
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	90	90
特 別 損 失		
減 損 損 失	700	
固 定 資 産 除 却 損	0	700
税 引 前 当 期 純 利 益		1,794,808
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	481,690	
法 人 税 等 調 整 額	△37,834	443,855
当 期 純 利 益		1,350,952

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金		
		資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,241,157	1,125,157	838,226	1,963,384	14,112	4,467,767	4,481,880	
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△443,011	△443,011	
当 期 純 利 益						1,350,952	1,350,952	
自 己 株 式 の 処 分			917	917			—	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 計	—	—	917	917	—	907,941	907,941	
当 期 末 残 高	1,241,157	1,125,157	839,144	1,964,301	14,112	5,375,709	5,389,822	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

(単位：千円)

	株 主 資 本		純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
当 期 首 残 高	△523,134	7,163,287	7,163,287
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△443,011	△443,011
当 期 純 利 益		1,350,952	1,350,952
自 己 株 式 の 処 分	11,082	12,000	12,000
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合	11,082	919,941	919,941
当 期 末 残 高	△512,052	8,083,229	8,083,229

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 関係会社株式 移動平均法による原価法

その他の有価証券

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 製品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・ 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・ 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 建物(附属設備を除く)：定額法

(リース資産を除く) 上記以外：定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度における発生額を、発生の翌事業年度から平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ④株式報酬引当金 業績連動型株式報酬制度に基づく取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における給付の見込額に基づき計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、半導体・FPD等の製造装置に使用される真空チャンバーや電極等の真空部品の製造販売を主な事業としております。

顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、製品を納入後、顧客の検収を受けた時点であることから、原則として製品の検収時点で収益を認識しております。また、当社が有償受給取引の有償支給先となる場合のうち、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている取引に係る収益については、有償受給品の仕入額を除いた純額を収益として認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(仕掛品の評価及び受注損失引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

仕掛品	1,174,035千円
受注損失引当金※	12,200千円

(単位：千円)

相 殺 内 訳	金 額
製品と相殺表示	1,532
仕掛品と相殺表示	30,420
原材料と相殺表示	—
相殺額合計	31,952

※損失が見込まれる受注に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

当事業年度において売上原価に含まれる棚卸資産評価損は、見込生産品を合わせて185,389千円であり、受注損失引当金繰入額は△16,500千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、受注契約に基づく製造案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、受注製造案件単位ごとに見込製造原価と受注金額を比較し、受注金額等が見込製造原価を下回る場合に当該差額について受注損失引当金を計上しております。

見込製造原価は帳簿価額に見積追加製造原価を加味して算出しております。

また、当社は仕掛品の評価は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、見込生産している仕掛品について製造単位ごとに帳簿価額と正味売却価額を比較し、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合に当該差額について、棚卸資産評価損を計上しております。

正味売却価額は受注見込金額から見積追加製造原価（見積直接販売経費は発生がほぼ見込まれないため見積計上対象外としております）を控除して算出しております。

見積追加製造原価は、当事業年度における同一製品又は類似製品の製造実績等に基づき予測した追加発生工数等を加味して算出しております。

当社は、棚卸資産評価損及び受注損失引当金を適切に見積もっていると考えておりますが、見積りには一定の不確実性が含まれており、製造不具合の発生等予測困難な事象の発生等により、見積りと実績が乖離した場合は翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)担保資産及び担保付債務

①担保に供されている資産

建物	1,678,619千円
構築物	100,476千円
機械及び装置	40千円
土地	707,346千円
計	2,486,483千円

②上記に対応する担保付債務

長期借入金	2,916,020千円
計	2,916,020千円

（注）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 7,676,256千円

(3)損失が見込まれる受注に係る棚卸資産には、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

製品	1,532千円
仕掛品	30,420千円
原材料	—
計	31,952千円

(4)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	350,368千円
短期金銭債務	219千円

(5) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく、当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりです。

当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	500,000千円

(6) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

株式会社KMX（借入債務等）	9,812,802千円
----------------	-------------

（注）金利スワップ取引に関わる金銭の相互支払取引に関する保証極度額309,302千円が含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	1,207千円
営業取引以外の取引高	368千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	399,162	－	8,456	390,706
合計	399,162	－	8,456	390,706

（注）自己株式の変動事由は次のとおりです。

譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分	8,456株
---------------------	--------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
減損損失	3,725
未払事業税	30,566
棚卸資産評価損	56,543
受注損失引当金	3,721
貸倒引当金	1,100
未払賞与	29,280
退職給付引当金	25,107
工場改修工事	16,519
株式報酬費用	31,396
減価償却超過額	43,877
資産除去債務	335
繰延税金資産小計	242,174
評価性引当額	△3,018
繰延税金資産合計	239,155
繰延税金負債	
前払固定資産税	△1,739
前払労働保険料	△2,361
繰延税金負債合計	△4,101
繰延税金資産の純額	235,054

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	KMアルミニウム株式会社	所有 間接 100	役員の兼任 仕入先 外注先	材料仕入 外注加工 (注) 1	1,207	買掛金	219
子会社	株式会社 KMX	所有 直接 100	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注) 2	350,000	その他 流動資産	350,000
				利息の受取 (注) 2	368	その他 流動資産	368
				債務保証 (注) 3	9,812,802	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して決定しております。
3. 債務保証については、子会社の金融機関からの借入に対して当社が保証を行っております。取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。また、金利スワップ取引に関わる金銭の相互支払取引に関する保証極度額309,302千円が含まれております。なお、保証料は受領しておりません。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 638円37銭
- (2) 1株当たり当期純利益 106円72銭

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため。注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

株式会社マルマエ

取締役会 御中

三優監査法人

福岡事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	吉 川 秀 嗣
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	植 木 貴 宣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルマエの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルマエ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月23日

株式会社マルマエ

取締役会 御中

三優監査法人

福岡事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	吉 川 秀 嗣
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	植 木 貴 宣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルマエの2024年9月1日から2025年8月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月24日

株 式 会 社 マ ル マ エ 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 外 西 啓 治 ⑩

監 査 等 委 員 桃 木 野 聡 ⑩

監 査 等 委 員 山 本 隆 章 ⑩

監 査 等 委 員 宮 川 博 次 ⑩

(注) 監査等委員桃木野聡、山本隆章及び宮川博次は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 25 円 総額は 316, 557, 350 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025 年 11 月 28 日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	まえ だ とし かず 前 田 俊 一 (1966年11月20日生)	1987年4月 マルマエ工業（個人）入社 1988年10月 マルマエ工業有限会社 （現 当社）設立、取締役 2001年4月 当社専務取締役 2003年8月 当社代表取締役社長 2010年4月 当社代表取締役社長兼製造部長 2010年12月 当社代表取締役社長兼製造部長兼 管理部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼管理部長 2011年7月 当社代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役社長兼管理本部担 当（現任） 2025年3月 株式会社KMX代表取締役 （現任） 2025年4月 KMアルミニウム株式会社 社外取締役（現任）	4,449,011株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2	かい ざき こう た 海 崎 功 太 (1973年2月18日生)	1993年4月 岩崎技研株式会社入社 1993年12月 株式会社湖東製作所入社 1999年8月 マルマエ工業有限会社 (現 当社) 入社 2004年4月 当社営業部長 2004年10月 当社取締役営業部長 2005年6月 当社取締役精密加工部長 2008年11月 当社取締役営業部長 2009年4月 当社取締役営業部長兼関東事業 所長 2010年4月 当社取締役営業技術部長 2011年6月 当社取締役営業部長兼関東事業 所長 2018年4月 当社取締役営業本部長 (現任)	35,955株
3	あん どう ひろ と 安 藤 博 音 (1979年5月25日生)	1997年12月 株式会社トップコーポレーション 入社 2000年10月 三代川塗装入社 2004年9月 株式会社アイ・テック入社 2008年1月 株式会社パラモド入社 2008年3月 当社入社 2016年11月 当社品質管理部長 2018年4月 当社執行役員技術生産本部長 2018年11月 当社取締役技術生産本部長 (現任) 2025年4月 KMアルミニウム株式会社 社外取締役 (現任)	12,155株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
4	かど た あき こ 門 田 晶 子 (1968年8月6日生)	1995年9月 カリフォルニア州立サクラメント市TV局KXTV-10 (News10) 入社 2006年2月 渚上印刷株式会社入社 2009年12月 渚上印刷株式会社取締役 2010年12月 渚上印刷株式会社代表取締役社長 2011年1月 株式会社南日本新聞オフセット輪転代表取締役副社長 2012年9月 有限会社中央制作センター（現株式会社クロスメディア）代表取締役社長 2014年4月 公益財団法人屋久島環境文化財団理事（現任） 2014年4月 公益財団法人鹿児島市国際交流財団理事 2016年4月 鹿児島県女性活躍推進会議会長（現任） 2016年9月 合同会社Go!Kagoshima代表（現任） 2020年11月 当社社外取締役（現任） 2024年8月 渚上印刷株式会社取締役 2024年10月 渚上印刷株式会社代表取締役社長（現任）	2,400株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	せ こう く み こ 世 耕 久 美 子 (1972年9月7日生)	1995年4月 びわ湖放送入社 2003年4月 湖東コミュニティーネットワーク 入社 2004年7月 参議院議員 2010年9月 文部科学大臣政務官 2013年8月 参議院総務委員会委員長 2013年10月 参議院沖縄及び北方問題に関する 特別委員会委員長 2017年1月 一般社団法人For The World代表 理事(現任) 2017年1月 吉本興業株式会社(現 吉本興業 ホールディングス株式会社)所属 契約(文化人)(現任) 2017年2月 株式会社NEED顧問(現任) 2017年3月 株式会社E the P 取締役(現任) 2020年3月 株式会社Lily MedTech顧問 2020年4月 神石インターナショナルスクール 評議員(現任) 2021年3月 日本創成未来構想会議委員 2021年12月 一般社団法人バンクフォースマイ ルズ理事(現任) 2022年11月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 株式会社インダ社外取締役 (現任) 2024年1月 公益財団法人SBI子ども希望財団 理事長(現任)	300株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 前田俊一氏は、当社の主要株主であります。

3. 門田晶子氏及び世耕久美子氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由等及び期待される役割の概要について

門田晶子氏につきましては、経営者としての豊富なキャリアと高い見識を有していることに加え、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行に対する監督、助言等を頂き、ESG委員会の委員長としてサステナビリティの推進やコーポレート・ガバナンスの充実等に資する発言を期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

世耕久美子氏につきましては、国会議員や文部科学大臣政務官として国政に携わることで培われた豊富な経験幅広い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行に対する監督、助言等頂くことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

5. 候補者と会社との間での責任限定契約

当社は門田晶子氏及び世耕久美子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

6. 門田晶子氏及び世耕久美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件並びに当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

7. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれの取締役も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役桃木野聡氏、山本隆章氏、宮川博次氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	ももきの さとし 桃木野 聡 (1965年12月14日生)	1989年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 1992年7月 大蔵省(現 財務省)出向 1997年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 照国総合法律事務所(現 弁護士法人照国総合事務所)入所 2010年6月 鹿児島市教育委員会教育委員 2012年1月 桃木野総合法律事務所(現 弁護士法人桃木野総合法律事務所)代表弁護士(現任) 2017年11月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2023年6月 鹿児島信用金庫理事(現任)	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
2	やま もと たか あき 山 本 隆 章 (1953年6月15日生)	1986年1月 セイコー電子工業株式会社(現 セイコーインスツル株式会社)入社 1996年4月 エスアイアイ移動通信株式会社 代表取締役社長 2002年10月 セイコーインスツル株式会社システムアプリケーション事業部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 セイコープレジジョン株式会社 取締役 2012年6月 エスアイアイネットワークシステムズ株式会社代表取締役社長 2012年12月 セイコーソリューションズ株式会社代表取締役社長 2013年12月 セイコーインスツル株式会社 取締役 2017年4月 セイコーソリューションズ株式会社代表取締役会長 2018年4月 同社取締役相談役 2018年11月 公益財団法人服部報公会 専務理事 2019年6月 セイコーソリューションズ株式会社顧問 2019年11月 当社社外取締役[監査等委員] (現任) 2024年10月 セイコーソリューションズ株式会社シニアアドバイザー (現任)	8,700株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	みや かわ ひろ つぐ 宮 川 博 次 (1980年4月18日生)	2011年4月 監査法人かごしま会計プロフェッ ション入所 2013年11月 公認会計士登録 2016年7月 宮川公認会計士事務所入所 2016年9月 税理士登録 2017年3月 鹿児島ミート販売株式会社監査役 2017年3月 南日本畜産株式会社監査役 2017年3月 南九州食肉販売株式会社監査役 2017年3月 南九州飼料工業株式会社監査役 2018年9月 宮川公認会計士事務所副所長 2019年11月 当社社外取締役[監査等委員] (現任) 2024年9月 宮川公認会計士事務所所長 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由等及び期待される役割の概要について

(1) 桃木野聡氏につきましては、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、事業会社の運営についての客観的な意見と当社のコーポレート・ガバナンスの強化への貢献を期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

(2) 山本隆章氏につきましては、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として当社経営への適切な助言と業務執行の監督により企業価値の向上に貢献いただいていることから、同氏に継続してその役割を果たしていただくことを期待したためであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

(3) 宮川博次氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として税務や会計に精通しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

4. 当社は、桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、桃木野聡氏、山本隆章氏及び宮川博次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件並びに当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、いずれの取締役も引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である三優監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数が長期にわたっていることを考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査体制等について総合的に検討を行った結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ		
主 たる 事 務 所	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング		
沿 革	1968年 5 月	等松・青木監査法人設立	
	1975年 5 月	トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド <DTTL>)へ加盟	
	1990年 2 月	監査法人トーマツに名称変更	
	2009年 7 月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
概 要	(2025年 5 月末現在)		
	資本金	1,202百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	445名
		特定社員	27名
		職員（公認会計士）	2,346名
		職員（公認会計士試験合格者等）	1,303名
		職員（その他専門職）	2,175名
		事務職	86名
		合計	6,382名
	関与会社	3,215社	

以 上

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

番号	氏名	属性			当社が特に期待する知見・経験						
		監査等委員	諮問委員	独立性（社外）	企業経営・経営戦略	開発・技術・品質	企画・営業	財務・会計	リスク管理・法務	国際経験	行政経験
1	前田俊一		●		●	●	●	●	●		
2	海崎功太				●		●				
3	安藤博音				●	●					
4	門田晶子			●	●					●	
5	世耕久美子			●	●						●
6	外西啓治	●						●			
7	桃木野聡	●	●	●					●	●	
8	山本隆章	●	●	●	●				●		
9	宮川博次	●	●	●				●			

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

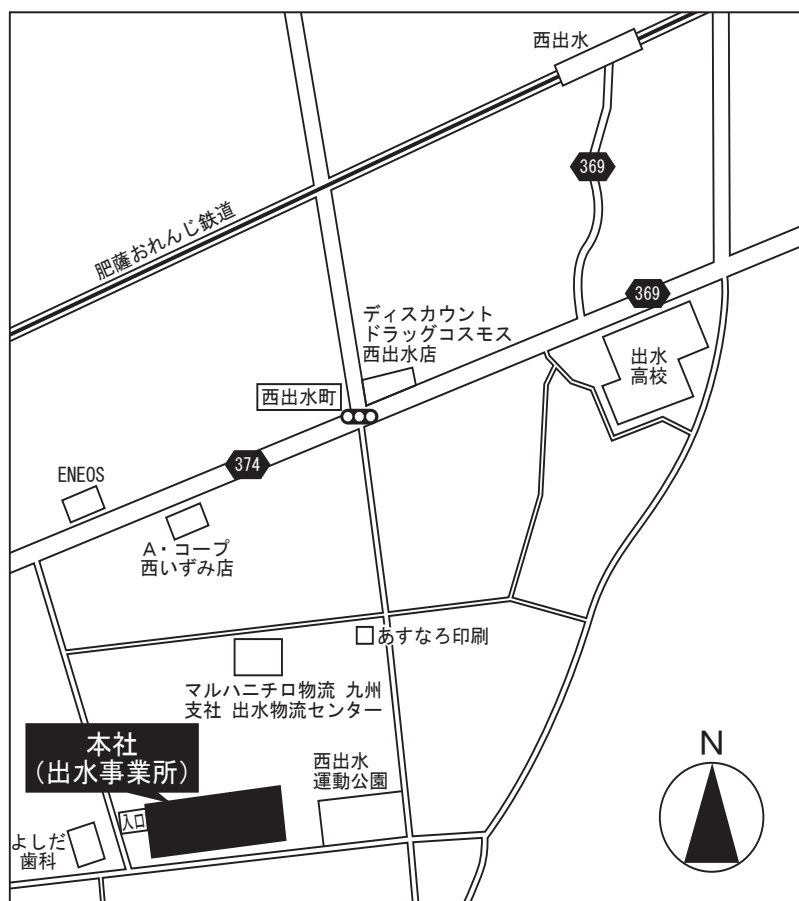
.....

株主総会会場ご案内図

会場：鹿児島県出水市大野原町2141番地

株式会社マルマエ 本社 3階「大会議室」

電話：0996-68-1150（代表）



交通のご案内

●鉄道

九州新幹線「出水駅」よりタクシーで約15分

肥薩おれんじ鉄道「西出水駅」よりタクシーで約5分

●航空

鹿児島空港より九州新幹線「出水駅」まで空港リムジンバスで約85分

●自動車

国道3号線・国道328号線・県道374号線・国道504号線

※本社へは、西側門よりご入場ください。